

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第14号（平成19年3月28日）

職員の育児休業等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、広域連合の一般職の職員（以下「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成20年2月・一部改正）

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

職員の定年等に関する条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第

21号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

（平成20年2月、平成22年8月・一部改正）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

（平成22年8月・追加）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

育児休業の承認が、産前の休業を始め、若しくは出産したことにより効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養

子縁組等により職員と別居することとなったこと。

育児休業の承認が、休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

育児休業の承認が、当該承認に係る職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

（平成20年2月、平成22年8月・一部改正）

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員に

ついて当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(平成20年2月,平成22年8月・一部改正)

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条 任命権者は,育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には,あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(平成20年2月・一部改正)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は,次に掲げる職員とする。

育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(平成20年2月・追加,平成22年8月・一部改正)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は,次に掲げる事情とする。

育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認が,産前の休業を始め,若しくは出産したことにより効力を失い,又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後,当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し,又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

育児短時間勤務の承認が,休職又は停職の処分を受けたことにより,効力を失った後,当該休職又は停職の期間が終了したこと。

育児短時間勤務の承認が,当該承認に係る職員の負傷,疾病又は身体上若しく

は精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

育児短時間勤務の承認が、第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（平成20年2月・追加，平成22年8月・一部改正）

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第9条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員に係る勤務の形態で、次に掲げるもの（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること（勤務日が引き続き12日を超えないものに限る。）。

4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること（勤務日が引き続き12日を超えないものに限る。）。

（平成20年2月・追加，平成22年2月・一部改正）

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（平成20年2月・追加）

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務が承認されること。

育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務が承認されること。

（平成20年2月・追加，平成22年8月・一部改正）

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第12条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

過員を生ずること。

当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(平成20年2月・追加)

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第13条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(平成20年2月・追加)

(短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第14条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(平成20年2月・一部改正)

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(平成20年2月・旧第7条繰下・一部改正，平成22年8月・一部改正)

(部分休業の承認)

第16条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 生後満1年6月に満たない生児を育てるための勤務時間条例第15条の規定に基づく特別休暇を与えられている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(平成20年2月・旧第8条繰下・一部改正，平成22年2月，平成22年8月・一部改正)

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 第11条の規定は、部分休業について準用する。

(平成20年2月・旧第9条繰下)

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月18日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月10日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月11日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第8条第5号の規定により申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第8条第5号の規定により申し出た計画とみなす。